

福祉用具等貸出事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人日出町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う福祉用具等の貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出を行う福祉用具等は、本会が所有する物品で次に掲げるものとする。

(1) 介護福祉用具

- ①車イス
- ②ベッド
- ③その他

(2) 福祉教育用具

- ①車イス
- ②高齢者擬似体験用具
- ③妊婦体験用具
- ④その他

(3) 地域福祉用具

- ①綿菓子機
- ②レクリエーション用具
- ③その他

(利用者)

第3条 利用者は、日出町に在住し、福祉用具等の利用に必要な次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一時的に介護福祉用具が必要と認められるもの
- (2) 福祉教育を推進するために福祉教育用具が必要と認められるもの
- (3) 地域福祉を向上させるために地域福祉用具が必要と認められる地域活動やいきいきふれあいサロン等
- (4) その他、相談に応じて本会の会長（以下「会長」という）が適当と認める者

(貸出申請)

第4条 福祉用具等を借り受けようとするものは、申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 申請は利用日の2ヶ月前より受け付けるものとする。

(貸出期間)

第5条 福祉用具等の貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 介護福祉用具 2ヶ月
- (2) 福祉教育用具 1ヶ月
- (3) 地域福祉用具 1週間以内
- (4) 介護福祉用具に限っては、3回まで更新できるものとする。それ以降の更新を希望する者は、会長が適当と認める場合とする。

(貸出の制限)

第6条 福祉用具等の使用目的が次のいずれかに該当するときは、貸出を行わない。

- (1) 営利的な目的に利用する恐れがあると認められた場合
- (2) 福祉用具等の利用が長期に及ぶ恐れがあると認められた場合
- (3) その他貸出が適当でないと認められる場合

(転貸の禁止)

第7条 使用者は、貸出を受けた福祉用具等を転貸してはならない。

(使用料)

第8条 福祉用具等の利用料は無料とする。

(福祉用具等の故障及び故障に伴う賠償)

第9条 使用者は、貸付を受けた福祉用具等を損傷し又は紛失した場合、速やかにその旨を会長に届けなければならない。

- (1) 前項の損傷又は紛失の理由が、使用者の管理が不十分なため生じたものである場合、会長は当該使用者に対し、損害の実費を弁償させることができる。
- (2) 利用者は、福祉用具等の利用に際して、事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を本会に対して行使しないものとする。

第10条 福祉用具等の利用者は、次の各号に該当する場合は、速やかに福祉用具等を変換しなければならない。

- (1) 町外に転出するとき
- (2) 福祉用具等の利用を中止するとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。